

## 学校単位・地域単位ジュニア防災リーダークラブ規約

### (総則)

第1条 松山防災リーダー育成センターが運営しているジュニア防災リーダークラブは、小学校、中学校、高校、また地域単位で設置することができる。

- (2) 名称は、学校名か地域(区)名をジュニア防災リーダークラブの頭に付したものとする。

### (設置)

第2条 設置の主体は、各学校もしくは地域(区)の自主防災会等である。設置の認定は、松山防災リーダー育成センターが行う。学校単位・地域(区)単位でのジュニア防災リーダークラブの設置を希望する場合は、松山防災リーダー育成センターに申し出て、協議の上、設置を認める。

### (活動内容)

第3条 活動内容は、学校や地域(区)などの設置主体が、松山防災リーダー育成センターと協議して決める。活動の主体は、学校や地域(区)などが担う。松山防災リーダー育成センターは、各種の活動を支援する。

- (2) ジュニア防災資格認定と優秀者表彰は松山防災リーダー育成センターが設置主体と協議して行う。

### (設置申込み及び退会・継続等)

第4条 学校単位・地域(区)単位ジュニア防災リーダークラブの設置申込みは、年度始めを原則とする。

- (2) 学校単位・地域(区)単位ジュニア防災リーダークラブの継続の有無は、年度末前後に事務局より、その意思を確認する連絡を行う。

(附則) 第5条 この規則は、令和3年4月1日より施行する。